

別添参考様式1号（別記2別紙様式第3号関係）

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）  
都道府県事業実施方針

都道府県名 埼玉県

策定：令和5年3月1日

I 収益性向上対策

1 目的

農業生産基盤強化プログラム（令和元年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）及び令和元年12月5日付けで改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、水稻・麦・大豆・子実用とうもろこし・野菜・果樹・花き・茶等の産地が地域の強みを活かした創意工夫によるイノベーションの創出を促進するなど競争力を強化する取組の加速化が必要である。

このため、本県の農業について、

- ① 埼玉農林業・農山村ビジョン
- ② 農業振興地域整備基本方針
- ③ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
- ④ 人・農地プラン
- ⑤ 埼玉県水田収益力強化ビジョン
- ⑥ 埼玉県産米の生産振興方針
- ⑦ 埼玉県産麦・大豆の生産振興方針
- ⑧ 埼玉県果樹農業振興計画
- ⑨ 埼玉県花植木農業振興方針
- ⑩ 埼玉県茶業振興方針

等と整合性を保ちつつ、地域の振興策を踏まえた地域戦略に基づいて一定のまとまりを持った産地が実施する高収益化に向けた取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	
水稻・麦・大豆	地域の営農戦略に基づいて、水稻・麦・大豆の産地における収益力向上を目指す。  ① 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 ・ 高性能機械や省力化機械等の導入により集落営農組織への土地利用集積やコントラクターによる作業受委託を推進 ・ 高性能機械や省力化機械等の導入により中心的経営体への機械作業の集約化を推進 ・ 高性能機械や省力化機械の導入により中心的経営体の経営面積拡大の取組を推進

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 穀類乾燥調製貯蔵施設の再編合理化を推進</li> <li>・ 穀類乾燥調製貯蔵施設の高効率化を推進</li> <li>・ 穀物乾燥調製施設等の整備を推進</li> </ul> <p>② 販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品質を向上させ付加価値を高める取組を推進</li> <li>・ 実需者ニーズに応じた多収性品種の導入を推進</li> <li>・ 高性能機械や省力化機械の導入により中心的経営体の経営面積拡大の取組を推進</li> </ul> <p>③ 契約栽培の割合の10%以上増加かつ50%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高性能機械や省力化機械の導入により中心的経営体の経営面積拡大による収益性の高い取組を推進</li> </ul> <p>④ 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実需者との新たな販売契約の増加が見込めない品目・品種を転換し、新たな用途で販路を獲得する取組を推進</li> </ul> <p>⑤ 農産物輸出の取組</p> <p>(ア) 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</p> <p>(イ) 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出に対応した施設整備等農産物輸出に向けた取組を推進</li> </ul> <p>⑥ 労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品質向上の取組や多収性品種の導入により生産性向上に向けた取組を推進</li> <li>・ 高性能機械や省力化機械等の導入により生産性向上に向けた取組を推進</li> <li>・ 穀類乾燥調製貯蔵施設の再編合理化・高効率化による生産性向上を推進</li> </ul>
子実用とうもろこし	<p>地域の営農戦略に基づいて、子実用とうもろこしの産地における収益力向上を目指す。</p> <p>① 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高性能機械や省力化機械等の導入により集落営農組織への土地利用集積やコントラクターによる作業受委託を推進</li> <li>・ 高性能機械や省力化機械等の導入により中心的経営体への機械作業の集約化を推進</li> <li>・ 高性能機械や省力化機械の導入により中心的経営体の経営面積拡大の取組を推進</li> <li>・ 穀類乾燥調製貯蔵施設の再編合理化を推進</li> <li>・ 穀類乾燥調製貯蔵施設の高効率化を推進</li> <li>・ 穀物乾燥調製施設等の整備を推進</li> </ul> <p>② 販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品質を向上させ付加価値を高める取組を推進</li> <li>・ 実需者ニーズに応じた多収性品種の導入を推進</li> <li>・ 高性能機械や省力化機械の導入により中心的経営体の経営面積拡大の取組を推進</li> </ul> <p>③ 契約栽培の割合の10%以上増加かつ50%以上</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高性能機械や省力化機械の導入により中心的経営体の経営面積拡大による収益性の高い取組を推進</li> <li>④ 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%</li> <li>・ 実需者との新たな販売契約の増加が見込めない品目・品種を転換し、新たな用途で販路を獲得する取組を推進</li> <li>⑤ 農産物輸出の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</li> <li>(イ) 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出に対応した施設整備等農産物輸出に向けた取組を推進</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>⑥ 労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品質向上の取組や多収性品種の導入により生産性向上に向けた取組を推進</li> <li>・ 高性能機械や省力化機械等の導入により生産性向上に向けた取組を推進</li> <li>・ 穀類乾燥調製貯蔵施設の再編合理化・高能率化による生産性向上を推進</li> </ul> </li> </ul>
<p>野菜 (ねぎ、ほうれんそう、ブロッコリー、こまつな、さといも、きゅうりなど)</p>	<p>地域の営農戦略に基づいて、野菜産地における収益力向上を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省力化や省エネに資する機械などの導入により野菜栽培における省力化・効率化に向けた取組を推進</li> <li>・ 集出荷施設の整備などを推進</li> </ul> </li> <li>② 販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械化一貫体系の導入により収益性の高い露地野菜産地の形成を推進</li> <li>・ パイプハウスや低コスト耐候性ハウス、高度環境制御装置などの導入により収益性の高い施設野菜産地の形成を推進</li> </ul> </li> <li>③ 契約栽培の割合の10%以上増加かつ50%以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高性能機械や省力化機械の導入により中心的経営体の経営面積拡大による収益性の高い取組を推進</li> <li>・ 機械化一貫体系の導入により収益性の高い露地野菜産地の形成を推進</li> <li>・ パイプハウスなどの導入により安定した周年生産する産地の形成を推進</li> </ul> </li> <li>④ 需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100% <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実需者との新たな販売契約の増加見込めない品目・品種を転換し、新たな用途で販路を獲得する取組を推進</li> </ul> </li> <li>⑤ 農産物輸出の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</li> <li>(イ) 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出に対応した施設整備等農産物輸出に向けた取組を推進</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>⑥ 労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械化一貫体系の導入により生産性の高い露地野菜産地の形成を推進</li> <li>・ パイプハウスや低コスト耐候性ハウス、高度環境制御装置などの導入により生産性の高い施設野菜産地の形成を推進</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省力化に資する機械などの導入により野菜栽培における生産性の向上に向けた取組を推進</li> </ul>
<p>果樹 (なし、ぶどう、くり、ブルーベリーなど)</p>	<p>地域の営農戦略に基づいて、果樹産地における収益力向上を目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省力化機械の導入により果樹栽培における省力化・効率化に向けた取組を推進</li> <li>・ 農産物処理加工施設の共同利用施設の高度化を推進</li> <li>・ 集出荷施設再編整備を推進</li> </ul> </li> <li>② 販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県において競争力のある品種について、樹園地の若返りのため、植え替え（同一品種の改植）を推進（対象品種は4②に記載。）</li> <li>・ 高品質な果実の安定生産につながる資材等の導入により、新たな生産体制を整備する取組を推進</li> </ul> </li> <li>③ 契約栽培の割合の10%以上増加かつ50%以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高性能機械や省力化機械の導入等により中心的経営体の経営面積を拡大するなど収益性の高い取組を推進</li> </ul> </li> <li>④ 需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100% <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者ニーズの高い品目・品種へ転換し、販路を獲得する取組を推進</li> </ul> </li> <li>⑤ 農産物輸出の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</li> <li>(イ) 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出に対応した施設整備等農産物輸出に向けた取組を推進</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>⑥ 労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県において競争力のある品種について、樹園地の若返りによる生産性の向上のため、植え替え（同一品種の改植）を推進（対象品種は4②に記載。）</li> <li>・ 高品質な果実の安定生産につながる資材等の導入による生産性向上の取組を推進</li> <li>・ 省力化機械の導入により果樹栽培における生産性向上への取組を推進</li> <li>・ 農産物処理加工施設の共同利用施設の高度化による生産性の向上を推進</li> </ul> </li> </ol>
<p>花き (花及び盆栽、植木、緑化植物を含む)</p>	<p>地域の営農戦略に基づいて、花き産地における収益力向上を目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産規模拡大や機械・施設の高度化により、効率の良い花植木産地の形成を推進</li> <li>・ 安価な資材・機械・施設や生産ロスの低減、省エネ化を図る資材・機械・施設の導入により、効率の良い花植木産地の形成を推進</li> <li>・ 共同利用機械・施設を整備し、個別生産者の生産コストの低減を図る花植木産地の形成を推進</li> <li>・ 生産性の良い品目・品種・資材の導入等により、効率の良い花植木産地の形成を推進</li> </ul> </li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業の機械化や施設の高度化を促進し、収益性の高い花植木産地の形成を推進</li> <li>・ 競争力のある品目・品種・資材の導入等や有利販売のできる出荷形態をとることにより、収益性の高い花植木産地の形成を推進</li> <li>・ 生産や流通上の環境負荷の低減や鮮度・品質の管理、社会的な責任に対する様々な取組に対応した生産体制を推進</li> <li>・ 出荷規模の拡大や共同利用集出荷機械・施設を整備し、個別生産者の出荷コストの低減化を図る花植木産地の形成を推進</li> <li>・ 花き専用の台車や梱包資材の導入等により、物流の効率化を図る花植木産地の形成を推進</li> </ul> </li> <li>③ 契約栽培の割合の10%以上増加かつ50%以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高性能機械や省力化機械の導入により中心的経営体の経営面積を拡大するなど収益性の高い取組を推進</li> </ul> </li> <li>④ 需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100% <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者ニーズの高い品目・品種へ転換し、販路を獲得する取組を推進</li> </ul> </li> <li>⑤ 農産物輸出の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</li> <li>(イ) 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出に対応した施設整備等農産物輸出に向けた取組を推進</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>⑥ 労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業の機械化や施設の高度化を促進し、生産性の高い花植木産地の形成を推進</li> <li>・ 生産効率の良い品目・品種・資材等の導入により、生産性の高い花植木産地の形成を促進</li> </ul> </li> </ul>
茶	<p>地域の営農戦略に基づいて、茶産地における収益力向上を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネや省力化に資する機械の導入により茶生産における省力化・効率化に向けた取組を推進</li> <li>・ 荒茶加工施設等の共同利用施設を整備を推進</li> </ul> </li> <li>② 販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒茶加工施設等の共同利用施設を整備により高品質な茶の生産体制を形成する取組を推進</li> <li>・ 消費者ニーズに応じた新たな茶生産につながる施設、機械等の導入を推進</li> <li>・ 高品質な茶の安定生産につながる機械・資材等の導入により、新たな生産体制を整備する取組を推進</li> </ul> </li> <li>③ 契約栽培の割合の10%以上増加かつ50%以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高性能機械や省力化機械の導入により中心的経営体の経営面積を拡大するなど収益性の高い取組を推進</li> </ul> </li> <li>④ 需要減が見込まれる品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100% <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者ニーズの高い品種へ転換し、販路を獲得する取組を推進</li> </ul> </li> <li>⑤ 農産物輸出の取組</li> </ul>

	<p>(ア) 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加  (イ) 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出に対応した施設整備等農産物輸出に向けた取組を推進</li> </ul> <p>⑥ 労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒茶加工施設等の共同利用施設の整備により高品質な茶の生産性向上の取組を推進</li> <li>・ 省力化や高品質な茶の安定生産につながる機械・資材等の導入により生産性向上に向けた取組を推進</li> </ul>
共通	<p><b>【成果の比較方法】</b></p> <p>コスト削減 → 農業者の当該作物の生産コストで比較。ただし、集出荷・加工施設のみの取組については、集出荷・加工コストで比較することも可能。</p> <p>販売(所得)額の増加 → 農業者の当該作物のみの販売額(10a当たり又は総販売額)又は所得で比較。</p> <p>契約栽培の増加 → 取組主体と実需者との間で取り交わす事前契約で比較。</p> <p>品目・品種の転換 → 農業者の当該作物のみの種苗購入伝票と出荷伝票で比較。</p> <p>農産物輸出の拡大 → 農業者の当該作物のみの販売額又は販売量で比較。</p> <p>労働生産性の向上 → 受益農家の当該作物販売額(労働時間当たり)で比較。</p> <p><b>【成果目標】</b></p> <p>①から⑥までのいずれかの取組による収益性の向上の効果に係る成果目標を設定し、当該目標の実現が見込まれるものであること。ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、①から⑥までの規定中「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。</p>

### 3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>(1) 本事業の推進・指導  産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、県関係課所(生産振興課及び各農林振興センター)は農業団体等の関係機関及び市町村と連携し、推進・指導に当たるものとする。</p> <p>(2) 県における産地パワーアップ計画の審査の方針・体制  県関係課所(生産振興課及び各農林振興センター)は、当該計画が都道府県事業実施方針に沿った内容であり、事業の実行性や成果が期待できる計画となっているか審査するものとする。</p> <p>(3) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画の審査等の方針・体制  産地パワーアップ計画は、関係市町村において審査し適時修正等を加えた後、県が審査を実施する。  取組主体事業計画は、関係協議会等が審査を行い、産地パワーアップ計画に反映させるかどうかを判断する。  なお、地域協議会における計画策定、審査は、市町村やJA等関係機関との体制整備を構築するなど連携を図りながら実施することとし、補助事業に精通した者を主とするなど審査精度を高めるように努める。</p>
---

#### 4 取組要件

##### (1) 基金事業

##### ① 整備事業

対象作物	取組要件
水稻・麦・大豆 子実用とうもろこし 野菜 (ねぎ、ほうれんそう、ブロッコリー、こまつな、さといも、きゅうりなど) 果樹 (なし、ぶどう、くり、ブルーベリーなど) 花き (花及び盆栽、植木、緑化植物を含む) 茶	4(2)の整備事業に準ずる。

(注) 整備事業について、国の要件をそのまま準用する場合は、その旨を記載すること。

##### ② 生産支援事業

対象作物	取組要件
水稻・麦・大豆 子実用とうもろこし 野菜 (ねぎ、ほうれんそう、ブロッコリー、こまつな、さといも、きゅうりなど)	○ 取組要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)の別記2の別紙1の要件等を満たす取組を事業対象とする。</li> <li>・ 本事業における産地とは、基本的には一定のまとまりを持った範囲とする。ただし、共同で集出荷等を行っている農業者等の集まりを産地として判断することができる。</li> </ul> ○ 補助対象機械及び資材

果樹 (なし、ぶどう、くり、ブルーベリーなど)	・ 本事業の成果目標の達成に必要不可欠な機械及び資材とする。
花き (花及び盆栽、植木、緑化植物を含む)	
茶	

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
水稲・麦・大豆	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取組要件           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）の別記2の別紙1の要件等を満たす取組を事業対象とする。</li> <li>・ なお、技術実証は事業終了後に本事業生産コスト又は集出荷・加工コストの削減、販売額の増加又は所得額の増加、契約栽培の割合の増加、需要が見込まれる品目・品種への転換、農産物輸出、労働生産性の向上の取組を実施することを前提としたものに限る。</li> <li>・ 本事業における産地とは、基本的には一定のまとまりを持った範囲とする。ただし、共同で集出荷等を行っている農業者等の集まりを産地として判断することができる。</li> </ul> </li> </ul>
子実用とうもろこし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補助対象機械           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な機械とする。</li> </ul> </li> </ul>
野菜 (ねぎ、ほうれんそう、ブロッコリー、こまつな、さといも、きゅうりなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取組要件           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）の別記2の別紙1の要件等を満たす取組を事業対象とする。</li> <li>・ なお、技術実証は事業終了後に本事業生産コスト又は集出荷・加工コストの削減、販売額の増加又は所得額の増加、契約栽培の割合の増加、需要が見込まれる品目・品種への転換、農産物輸出、労働生産性の向上の取組を実施することを前提としたものに限る。</li> <li>・ 本事業における産地とは、基本的には一定のまとまりを持った範囲とする。ただし、共同で集出荷等を行っている農業者等の集まりを産地として判断することができる。</li> </ul> </li> </ul>
果樹 (なし、ぶどう、くり、ブルーベリーなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補助対象機械           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な機械とする。</li> </ul> </li> </ul>
花き (花及び盆栽、植木、緑化植物を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補助対象機械           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な機械とする。</li> </ul> </li> </ul>
茶	

(2) 整備事業

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

I 基金事業

1 計画申請時

(1) 整備事業

(添付資料) ①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④位置、配置図、平面図、⑤施設の管理運営規程など、⑥前年度の青色申告書（農業者の場合）

(2) 生産支援事業及び効果増進事業

申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、費用対効果分析、能力・台数などの算定根拠、見積書、カタログ、改植実施園の位置図（改植の場合）など

2 請求時

整備事業

・出来高設計書 など

生産支援事業及び効果増進事業

・リース導入に係る入札関係書類、発注書、リース契約書、借受証、納品、領収書（支払済みの場合）など

II 整備事業

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）の別記2の別紙1のIIに基づき実施するものとする。

6 取組主体助成金の交付方法

埼玉県産地パワーアップ補助金交付要綱に基づき行うものとする。

産地パワーアップ計画を作成した地域協議会等が所在する市町村（複数市町村となる場合には取組主体の作付面積が主となる市町村）の長を経由して交付することとする。

また、複数の地域協議会で産地パワーアップ計画を作成した場合には、原則として主となる市町村の長を経由して交付することとする。

## 7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

### (1) 契約に当たっての条件（交付等要綱第13）

売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

上記による契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

### (2) 助成金の返納（交付等要綱別記2第13）

取組主体助成金を受けた後に実施要綱、実施要領及び交付要綱に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、当該助成金の全額又は一部を速やかに返納しなければならない。

### (3) 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納（交付等要綱第9の2）

補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

### (4) 財産の管理等（交付等要綱第23）

助成金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

### (5) 財産処分の制限（交付等要綱第24）

取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適正化法」という。）施行令第13条第4号の規定により大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

適正化法第22条の規定により財産の処分が制限される期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則第5条及び別表の規定により定める処分制限期間とする。

処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

また、得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

### (6) 取組主体事業計画の評価（交付等要領別記2第16）

取組主体事業計画の目標年度の翌年度において、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の5月30日までに、地域協議会長等に報告するものとする。

なお、果樹の改植については、事業実施年度から5年度目に、中間的な評価を実施するものとする。

## 8 その他

--

## II 生産基盤強化対策（「全国的な土づくりの展開」を除く）

### 1 目的

近年の施設園芸農家等の少子高齢化・後継者不足が進む中、産地の維持と将来の競争力強化を進めるためには、各産地の創意工夫と発意によって既存の農業用ハウスや樹園地等の生産基盤を活用し、次世代に継承していくことの維持が重要である。

このため、本県の農業について、

- ① 埼玉農林業・農山村ビジョン
- ② 農業振興地域整備基本方針
- ③ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
- ④ 人・農地プラン
- ⑤ 埼玉県水田収益力強化ビジョン
- ⑥ 埼玉県産米の生産振興方針
- ⑦ 埼玉県産麦・大豆の生産振興方針
- ⑧ 埼玉県果樹農業振興計画
- ⑨ 埼玉県花植木農業振興方針
- ⑩ 埼玉県茶業振興方針

と整合させつつ、地域の生産基盤の強化を図りながら担い手等に円滑に継承していくための取組を総合的に支援する。

## 2 基本方針

作物名	
水稲・麦・大豆	<p>○作付面積又は販売額の増加（維持）のための、以下の取組等を支援</p> <p>① 農業用ハウスの再整備・改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継承ニーズの把握と既存ハウスの改修・再整備</li> <li>・継承するハウスへの高度環境制御装置等の導入</li> </ul> <p>② 果樹園等の再整備・改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹等の改植等</li> <li>・樹体支持装置や被害防止装置等の再整備・改修</li> <li>・作業道の導入・改良</li> </ul> <p>③ 農業機械の再整備・改良</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産機能を継承するために必要な農業機械の導入・リース導入</li> <li>・作業性、安全性、操作性、効率性改善のための改良</li> </ul> <p>④ 生産装置の継承・強化に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後継者のいない農業用ハウスと、受け手のニーズの把握、リスト化の整理</li> <li>・広報用資料やセミナー等による情報提供、円滑なマッチングのための取組</li> <li>・再整備、改修した農業用ハウスを円滑に継承するための維持・管理の取組</li> </ul> <p>⑤ 生産技術の継承・普及に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培管理、労務管理等の実証</li> <li>・技術継承、普及のための研修等による人材育成</li> <li>・大型特殊免許（農耕車に限る）やけん引免許（農耕車に限る）の取得のための実技及び座学による研修会を開催</li> </ul>
子実用とうもろこし	
野菜 （ねぎ、ほうれんそう、 ブロッコリー、こまつ な、さといも、きゅうり 等）	
果樹 （なし、ぶどう、くり、 ブルーベリー等）	
花き （花及び盆栽、植木、 緑化植物を含む）	
茶	

## 3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

本実施方針I（収益性向上対策）の3（本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制）に同じ。

#### 4 取組要件

##### (1) 基金事業

##### ① 農業用ハウスの再整備・改修

対象作物	取組要件
水稲・麦・大豆	<p>○取組要件 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱別記2別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○補助対象機械及び資材 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱別記2別紙2の内容に沿い、事業目的に資する機械及び資材を対象とする。</p>
子実用とうもろこし	
野菜 (ねぎ、ほうれんそう、ブロッコリー、こまつな、さといも、きゅうり等)	
果樹 (なし、ぶどう、くり、ブルーベリー等)	
花き (花及び盆栽、植木、緑化植物を含む)	

##### ② 果樹園・茶園等の再整備・改修

対象作物	取組要件
果樹	<p>○取組要件 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱別記2別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○補助対象機械及び資材 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱別記2別紙2の内容に沿い、事業目的に資する機械及び資材を対象とする。</p> <p>○果樹等の改植等を行う場合の対象品目・品種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県果樹農業振興計画において振興方向を位置付けられた品目を対象とする。</li> <li>・対象品種は、県内の各産地協議会の果樹産地構造改革計画において、生産を振興する品種と位置付けられたものとする。(選定理由：各産地において、必要と判断された品種であるため)</li> </ul>
茶	

(注) 果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

③ 農業機械の再整備・改良

対象作物	取組要件
水稲・麦・大豆	<p>○取組要件 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱別記2別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○補助対象機械及び資材 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱別記2別紙2の内容に沿い、事業目的に資する機械及び資材を対象とする。</p>
子実用とうもろこし	
野菜 (ねぎ、ほうれんそう、 ブロッコリー、こまつ な、さといも、きゅうり 等)	
果樹 (なし、ぶどう、くり、 ブルーベリー等)	
花き (花及び盆栽、植木、 緑化植物を含む)	
茶	

④ 生産装置の継承・強化に向けた取組

対象作物	取組要件
水稲・麦・大豆	<p>○取組要件 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱別記2別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p>
子実用とうもろこし	
野菜 (ねぎ、ほうれんそう、 ブロッコリー、こまつ な、さといも、きゅうり 等)	
果樹 (なし、ぶどう、くり、 ブルーベリー等)	
花き (花及び盆栽、植木、 緑化植物を含む)	
茶	

(注) 果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

⑤ 生産技術の継承・普及に向けた取組

対象作物	取組要件
水稲・麦・大豆	<p>○取組要件 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱別記2別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○補助対象機械及び資材 ・産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱別記2別紙2の内容に沿い、事業目的に資する機械及び資材を対象とする。 ・技術実証は、栽培管理や労務管理等の技術のうち、産地において次世代に継承していくことを前提としたものとする。</p> <p>○農業機械の安全取扱技術の向上支援を行う場合の取組内容 ・大型特殊免許（農耕車に限る）やけん引免許（農耕車に限る）の取得のための実技及び座学（実技の講習を必須とする。）、農業機械の取扱技術の習得や関係法令の知識の習得等が可能な研修会等を開催する。</p>
子実用とうもろこし	
野菜 (ねぎ、ほうれんそう、ブロッコリー、こまつな、さといも、きゅうり等)	
果樹 (なし、ぶどう、くり、ブルーベリー等)	
花き (花及び盆栽、植木、緑化植物を含む)	
茶	

(2) 整備事業

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

本実施方針I（収益性向上対策）の5（取組内容及び対象経費等の確認方法）に同じ。

6 産地生産基盤パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

取組主体数＝ポイントとし、ポイントの最も高い産地計画を優先して予算の範囲内で採択する。  
なお、ポイントが同数の場合は、現状に対する目標面積の増加率の高い産地パワーアップ計画を優先して決定することとする。

7 取組主体助成金の交付方法

本実施方針I（収益性向上対策）の6（取組主体助成金の交付方法）に同じ。

8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

本実施方針I（収益性向上対策）の7（事業実施に当たっての取組主体に対する条件）に同じ。

9 その他

--

### Ⅲ 生産基盤強化対策のうち「全国的な土づくりの展開」

#### 1 目的

堆肥等の施用による土づくり効果の実証を通じて、堆肥等による継続的な土づくりの取組を推進し、もって農業の生産基盤として不可欠な農地土壌の生産力の維持・増進を図ることを目的とする。

#### 2 基本方針

埼玉県では、本県の主要農作物等の代表的な作型について、標準的な土壌において、目標とする収量・品質を確保するために必要な肥料成分量の目安を示した「主要農作物施肥基準」により土づくりや適正施肥の推進に取り組んでいるところである。

この取り組みを基に

- ① 埼玉農林業・農山村ビジョン
- ② 農業振興地域整備基本方針
- ③ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
- ④ 人・農地プラン
- ⑤ 埼玉県水田収益力強化ビジョン
- ⑥ 埼玉県産米の生産振興方針
- ⑦ 埼玉県産麦・大豆の生産振興方針
- ⑧ 埼玉県果樹農業振興計画
- ⑨ 埼玉県花植木農業振興方針
- ⑩ 埼玉県茶業振興方針

などと整合させつつ、これまで堆肥の施用による土づくりを実施していなかったほ場及び堆肥の追加的な施用が地力低下改善に有効と認められるほ場を対象として、農業者による堆肥の実証的な活用を支援することで地力の増進を推進し、本県の農業生産の安定化を図る。

#### 3 本事業の推進・指導方針・体制

産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、関係機関が連携し、推進・指導に当たるものとする。

##### (1) 関係機関における役割分担

取組主体（農業者、農業者団体等）：事業計画書作成、対象ほ場選定、堆肥の調達・運搬・施用、土壌分析の実施・分析結果の活用、土づくりに関する研修会の開催等

市町村、地域協議会：事業計画書とりまとめ、土づくりに関する助言・指導等

埼玉県農業再生協議会、県（県の出先機関を含む）：県事業計画及び産地パワーアップ計画作成、土づくりに関する助言・指導等

##### (2) 「産地パワーアップ計画」及び「取組主体事業計画」の審査等の方針・体制

ア 審査方針

生産コストの削減、販売額の増加等により産地の高収益化に資する計画であるとともに、県実施方針に即したものとなるよう適切に審査を実施するものとする。

イ 審査体制

県及び市町村における審査は、補助事業に精通した者が主として実施し、審査精度を高めるように努めるものとする。

また、本事業の計画審査を円滑に実施するため、地域協議会等の管内の関係者（農林振興センター、市町村、農業者団体等）で事前審査体制を構築するよう指導するものとする。

(3) 産地パワーアップ計画の提出

埼玉県農業再生協議会長等は「産地パワーアップ計画書」を知事に提出する際、「取組主体事業計画書」を添付すること。

また、知事に提出した書類の写しを市町村長宛てに提出すること。

#### 4 取組要件

交付等要綱の別紙2のIの6に掲げられた要件等を満たすものとし、具体的には以下のとおりとする。

(1) 土づくりの対象とする地域、作物の選定方針

堆肥等による継続的な土づくりの取組の推進は全県的な課題であるため、県内のすべての地域を対象とする。また、農地土壌の生産力の維持・増進の重要性は品目によらないことから、水稻等の土地利用型作物、果樹・野菜・花き等の園芸作物を広く対象とする。

(2) 活用する堆肥の種類と地域や作物毎の標準的な施用量又は施用量の設定方針

対象とする堆肥は、完熟たい肥又はペレット堆肥とする。堆肥の施用量は、地力増進法に基づく地力増進基本指針や県の「主要農作物施肥基準」をもとに、地域の気象条件、土壌条件および栽培作物等を踏まえて設定するものとし、実証前の土壌分析結果に基づき増減できるものとする。

(3) 堆肥等の実証的な使用による土づくりを行うほ場の選定方針

堆肥の施用量の減少などによる地力低下で農作物の収量・品質の低下が見られるほ場であって、土壌分析及び作物体の分析結果等に基づき選定するものとする。なお、選定に当たっては、地域及び作物への偏りが生じることがないように留意する。

(4) 取組主体による土づくり効果の確認のための実証前後の土壌等の分析の実施

土壌等の分析は、実証ほ場の選定と堆肥の施用による土づくり効果の確認のため、実証の前後において実施するものとする。なお、成果目標とする分析項目は、「主要農作物施肥基準」で示されている土壌の化学性に係る項目とし、現地の実態（地目、土壌の種類・状態、作物）に応じて、土壌の課題解決が確認できる項目を少なくとも1項目以上設定する。

(5) ペレット堆肥の施用による土づくりを行う場合の栽培実証の実施

ペレット堆肥の利用拡大に向けた栽培実証は、ペレット堆肥の実証圃の面積概ね1ha当たり1か所で実施するものとし、坪刈等により作物の生育や品質への影響を検証するものとする。

[堆肥の選定に当たっての留意事項]

- ・肥料の品質の確保等に関する法律に基づき混合堆肥複合肥料として登録がなされたもの又は指定混合肥料として若しくは特殊肥料として届

出がなされたものとする。

- ・牛等の排泄物に由来する堆肥中に含まれるクロピラリドにより生育障害が発生する可能性があるため、適切に対応するものとする。

## 5 取組内容及び対象経費等の確認方法

### ○計画申請時

堆肥等の施用を行うほ場の位置図、土壌等の分析及び堆肥等の購入等の各取組に係る計画書、成果目標（現状値）の算出根拠となる資料、見積書等により確認する。

### ○実績報告時

堆肥等の施用を行ったほ場の位置図、土壌等の分析及び堆肥等の購入等の各取組に係る実績が記載された書類、土壌分析の結果等により確認する。

### ○確認検査時

対象経費に関わる決裁、通帳、支出証拠書類等により確認する。

## 6 取組主体助成金の交付方法

堆肥とペレット堆肥のそれぞれの面積に乗じて支払われる埼玉県への交付額及び県予算額の範囲内で、地目や作物毎に設定した単価を上限に、取組主体に対して交付するものとする。

また、取組主体助成金の交付方法（申請、請求、支払）については、本実施方針I（収益性向上対策）の6（取組主体助成金の交付方法）の規定を適用する。

## 7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体は、堆肥等の実証的な土づくりの取組の実施後、地域において引き続き継続して堆肥等の施用による土づくりの継続と拡大に努めることとする。

## 8 その他

--